

ガイウス・グラックスの不当取得返還請求に関する常設査問所改革

——ローマの支配者意識の形成——

志内 一興

はじめに

- I Quaestio perpetua de rebus repetundis 前史
- II 紀元前149年のカルブルニウス法
- III ガイウス・グラックスの常設査問所改革法案

はじめに

「53年にも満たない間にローマの人たちは人間の住むほとんどすべての世界をその支配下に収めることに成功した」、とは有名な紀元前2世紀のギリシャ人史家ポリュビオスの言である(1.1, 5-6)。彼の言う220-167年の間にローマは地中海の強国を次々と破り、ついに地中海全域を「事実上」支配することとなる¹。この時点で対外的な「拡大」は一時ストップし、ローマにとっては自身の影響下に入った地域の「支配」を考えいかなければならぬ時期への転換点に当たっているように思える。また同時にローマの対外意識が大きな変更を迫られる時期であると考えられるのである。そしてこのローマ人の対外意識の変化の中に、後の「ローマ帝国」の概念を導くような「支配者としての意識」が垣間見えないのであろうか。この点を本論文で問題としたい。

これを考える上で大きな手がかりを与えてくれるように思われるのが、不当取得返還請求に関する常設査問所(Quaestio perpetua de rebus repetundis)の問題である²。紀元前2世紀の半ばに、ローマの政務官の不法な搾取に対するローマの被支配民の訴えを裁くために設置されたと考えられるこの法廷の歴史はまさに、この時代のローマの対外意識の変化を反映しているように私には思える。紀元前2世紀後半のガイウス・グラックスによるこの法廷の改革までの歴史を辿ることで、自分の問題に対して何らかの想定を得たいと考えている。

I Quaestio perpetua de rebus repetundis 前史

第一次ポエニ戦争(264-241)でカルタゴを破った後、ローマの軍事活動は地中海全域へと拡大し、広い地域にローマの軍隊や、その司令官が派遣されることとなった。またその過程でいくつかの地域がローマの「属州(provincia)」とされ、ローマの直接支配下に入つたが、こうした地域にもまたローマの軍司令官が派遣された³。こうしたローマの軍司令官はほぼ無制限の命令権(imperium)を有しており、それに対抗する術を持たない属州民や同盟国市民との軋轢が徐々に顕在化していった、と思われる。そして3世紀の終わり頃から、ローマの政務官たちが行った不当な搾取、不正行為に対する不満、奪われ

た財産の返還の請求がローマに多く寄せられるようになってくる。

荻原英二氏は最近の論文の中で、210年から149年までの史料上に確認できるそのような訴え15件に検討を加えている⁴。ここで荻原氏が指摘していることは大変興味深い。同盟国や属州からローマに持ち込まれた訴えはまず元老院がその窓口となり、そこで審議、賠償、今後の保障の決議を経た後、民会裁判、または特別法廷での裁判が行われることもあった、というのである。実際ローマ人にとっては、相手国への返還請求(*res repetere*)という行為は、戦争開始前の最後通牒であった⁵。それ故こののような訴えを受け付けるのはローマにおいては元老院以外には考えられなかつたであろう。しかしそれで一つ疑問が残る。元老院での審議、決議を経た後に開かれることもあったという法廷では、一体何が裁かれたのであろうか？ 荻原氏はここで、ローマの政務官が属州民や同盟国民から金品を不正に獲得したり、彼らを虐待するというような行為が犯罪として認識され、その犯罪性をめぐって裁判が開かれたのではなく、その行為のローマに及ぼす対内的な影響、「国益毀損」をローマにもたらしたという点から裁判が行われていた、と考えている。つまりこの時期の属州民や同盟国民の問題は、あくまで「対外的」な問題として元老院が処理していったん完結し、その後の裁判は、その問題がローマに及ぼした影響、ローマの利益、威信を損なつたという観点から争われていた。

もし荻原氏の指摘通りとするなら、この時期のローマには属州、自身の影響下の同盟国などの支配者としての意識は未だ希薄であったのではないか。ローマはまだそう行つた地域の問題を、「対外的」な問題としかとらえることができていない。しかしそうした中にも一例、ローマの対外意識の変化を垣間見ることのできる事件が史料上に現れている。それが171年のスペインからの使節による訴え、の事件である。

その事件はそこで採られた措置の形式から、多くの研究者が後の常設査問所の先駆である、と考えているものである⁶。171年、スペインに派遣されていた178, 174, 173年のプラエトルに対しての不平がローマにもたらされる。それを伝える史料は次のように述べている(Livy, 43.2, 2-3)。

「次いで数部族からなる両ヒスパニアからの使節たちが元老院へと招き入れられた。彼らはローマの政務官たちの貪欲さや傲慢さについて不平を訴え、そして膝を屈して自分たち同盟者が敵よりむごく略奪され、そして虐待されることのないように、と元老院に乞い求めた。他の不面目な事柄に関しても不平が述べられ、その上金銭が奪われたことは明らかであったので、ヒスパニアを割り当てられていたプラエトル、ルキウス・カヌレイウスは次のような任務を与えられた。すなわちヒスパニア人たちが金銭を返還請求すべき人それぞれに、元老院議員の身分の人から五人ずつの仲裁人*recuperatores*を与えること、そして彼らが欲するところの弁護人*patoroni*を選ぶ権利を与える、というものであった。」⁷

そしてその措置がとられ、裁判が開かれたものの、結局訴えられた人々の内一人は無罪、残りの二人は亡命し、彼らに対するそれ以上の追求はなされなかつた。その後元老院がスペインの人々のために将来に関する保障を決議する、というのがその事件のあらましである。スペインの使節たちの得た将来の保障は決して満足すべきものとはいえないも

のであった⁸。しかしここにはローマの新たな視点が窺えるように思える。この裁判で問題とされたのは何であつただろうか？ 史料にははっきりと述べられてはいないが、「金銭を奪われたことは明らかであったので (Cum ... manifestum autem esset pecunias captas)」という一文が示すように、ここで争われたのはローマの政務官のスペインの人々に対する賠償問題そのものであったのだろう。つまりここではかつてのように属州民との問題が外交問題として処理され、その後そのローマ国家に与える「対内的影響」に関して裁判が行われる、というのではなく、その問題が属州民の視点から捉えられ、かつローマにとって「対内的」問題として扱われ属州民がローマの政務官から「返還請求」するための法廷が設置された⁹。荻原氏はこの事件を「ローマ自身が地中海世界の支配者としての意識を形成してゆく過程に他ならなかった」と述べているが¹⁰、確かにその評価は妥当なように思える。

しかし171年以降ローマにもたらされる不平に関する史料は極端に少なく、そして断片的になる。その上伝えられている数少ない事件の内で確実に171年と同様な措置が採られたと言えるものは無いようである¹¹。ただ確実に言えることは属州民や同盟国からの不満は引き続きローマに達し続けていたであろう、ということである。残念ながら、このスペインからの使節の事件からは確かに新しいローマの視線を垣間みることが出来たものの、大きな流れを形成することはなかった。つまりここで採られた措置がすぐに制度化されることはなかった。またこの事件に関してはその時期のスペインの状況も同時に考えあわせる必要があるように思える¹²。

次に冒頭で示した問題にとって注目すべき展開のあった年は149年であった。これからそれを見ていく。

II 紀元前149年のカルプルニウス法

149年、詳細が比較的よく知られる事件が久しぶりに史料上に現れる。それは150年のヒスパニア・ウルテリオル担当のプラエトル、セルウィウス・スルピキウス・ガルバに対する護民官スクリボニウスの訴え、の事件である。まずはその事件を伝える記事を見てみよう (Livy, *Per. 49*)。

「護民官のルキウス・スクリボニウスが、ローマ人に対して降伏したが、セルウィウス・ガルバによって、ガリアに売り飛ばされていたルシタニ人たちが自由を回復するべきである、という提案をした時、マルクス・カトが非常に熱心にそれを支持した。その演説は彼自身の年代記の中に含まれて残っている。カトによって元老院においてしばしば非難されていたクвинントゥス・フルウィウス・ノビリオルは、彼に対しガルバを弁護して答えた。またガルバ自身は自分が有罪を宣告されたと思われた時に、二人の縁取りのあるトガを着た息子たちを、そしてまた自分がその後見人となっていたスルピキウス・ガッルスの息子をかき抱き、自分を弁護して非常に同情をそそるように語ったので、その結果提案は却下された。」¹³

細部は今一つ判然としないが、とにかく分かることは、プラエトルであるガルバに対して正式に降伏したイベリア半島西部の人々、ルシタニ人たちが不当に扱われ、奴隸に売

られガリアへと送られてしまっていた。それに対し彼らの自由が回復されるべきである、という提案を護民官がしたものの、結局それは廃案となってしまう、というのがこの事件の概要である。

この事件を先ほどの171年の事件と較べてみると、明らかにローマ側の対応が鈍いことが分かる。ガルバがガルシタニ人たちを不正に扱ったのは明らかであるのに、元老院は171年のような措置を講ずるために動くことは無かった。その結果護民官の提案は否決され、ガルバへの追求はなされず、彼はその後144年にコンスルに就任している。171年の事件では多少窺い知ることの出来た、ローマの支配者としての意識はどうやらここでは見ることが出来ない。もちろん与えられた史料は乏しく断片的であり、史料が残らなかった事件に関してはどうであったのか、という点について確言することができない。しかし属州民などの自身の影響下に入った人々の福祉などに関して、ローマの一貫した政策が171年の時点で確立した、と言うことは出来ない。ある研究者はこの時代の状況を次のように述べている。

「149年以前におけるローマの、自分たちの代表者の海外での犯罪を告発する際のもっとも明白な欠陥は、彼らの同盟者たちの福祉に関する関心の欠如、そして犯罪者を追及する際の一貫性の欠如である。同盟者たちが利用することの出来るような便利な法的機関の欠如が、これらの態度の徵となっている。」¹⁴

奇しくもガルバの事件と同じ149年、護民官のルキウス・カルプルニウス・ピソが一つの法案を提出し、民会で可決された。それは一般に、多くローマに寄せられていた属州や同盟者からの訴えを受け付けるための専門の機関、「不当取得返還請求に関する常設査問所」*Quaestio perpetua de rebus repetundis* を初めて設置した、「不当取得返還請求に関するカルプルニウス法」*lex Calpurnia de repetundis* であったとされている。つまり上で引用した中の「同盟者たちが利用することの出来るような便利な法的機関」が創設された、とされているのである。だとすればこの法律はローマの支配者としての自己認識をよく表していることになる。それではこの法律、その創設した機関に関してみてみたいと思う。

カルプルニウス法の内容、意図に関して触れている文学史料は少なく、確かなことが分からぬことが多い¹⁵。文学史料よりもより多くを碑文史料、すなわち12個の青銅断片からなり、一般に*Tabula Bembina*として言及されることの多い青銅版のおもて面の法律(今後この法律には*lex rep.*という略称で言及する)が提供している¹⁶。ここには123/122年のガイウス・グラックスの常設査問所改革法案が刻まれている、と認められている¹⁷。ここで一般に認められているカルプルニウス法、またそれによって設立された機関の特徴を挙げ、その史料を見て確かめてみようと思う。

①カルプルニウスの法律は、不法に奪われた金銭を返還請求するための常設の法廷を設置するものであった。この法律に触れたキケロの一節は次のように述べている(*Brutus*, 106)。

「すなわちこれは、この人が若い時分に常設の査問所(pl.)が設立されたからでもあつた。それは以前には存在しなかつたものであつた。すなわち護民官のルキウス・ピソが初めて、ケンソリヌスとマニリウスがコンスルの年(149年)に金

錢を返還請求するための法律を提出したのだ。」¹⁸

また上記のlex rep.は前述のようにガイウス・グラックスの関わった常設査問所改革法案であると一般に認められているが、そこにカルプルニウス法のもとで裁かれた人に関する言及があることから、カルプルニウス法はこのlex rep.に先行するものであり、同様の意図を持っていた、と考えられる¹⁹。

②この法律によって設立された法廷の陪審員には元老院議員があつた。実際はカルプルニウス法のもとでの陪審員の人数、構成に関して直接に証言している史料は無いが、後のガイウス・グラックスの改革を伝える史料から想像されている。例えばアッピアノス(BCiv. 1, 22)は、ガイウス・グラックスが賄賂を取ることで評判を落としていた法廷(δικαστήρια)を元老院議員から「騎士」の手に移したことが語られ、そして同時に、その時ローマにいた以前の法廷のあり方に不満を訴える使節たちの姿もそこに現れている。この法廷はおそらくカルプルニウス法(もしくはユニウス法、注19参照)のもとでの不当取得返還請求に関するものであるのだろう。そしてその陪審は元老院議員が務めていたのであろう²⁰。

③そこで採られた訴訟手続きは「神聖賭金による法律訴訟」legis actio sacramentoと呼ばれるものであった。これはlex rep.の23行目の条項から推測されている。これに関してはまた後で触れることになる²¹。

④有罪の場合の支払額は一倍額であった。これを支える根拠もやはりlex rep.58-59行目が与えている。そうするとカルプルニウス法は、不正な搾取を行ったローマの政務官の行為を犯罪と認め、それに罰金を課す、という刑法的な性格を持つもの、というよりはむしろ、奪われた金銭を取り戻すための民事訴訟の特別の手続きを用意したもの、という性格を持っていたことが窺われる。

⑤最後に、原告は属州民や同盟国の市民たちで、被告になったのはローマの政務官たちである。149年までの流れを見ていればこれは当然な特徴であり、また上でとりあげた同じ年のガルバの事件がこのような姿の法廷を設立する必要性を感じさせた、と考えるのは容易である。またキケロの弁論の中の一節は次のように述べている(Div. in Caec. 17-18)。

「全ての不当取得返還請求に関する法律が同盟者たちのために制定されたことに疑いがあるかのごとくに言われているが、そのようなものは本当にはない。すなわち、市民たちが金銭を奪われるときには、普通、市民法訴訟によって、そして私法に基づいて返還請求されるのである。この法律は同盟者のものである。この法律は外の国々のものである。確かに今や幾分、以前と比べるとしっかりとしたものではなくなっているかもしれない。しかしそれでも、もしいくらかでも同盟者たちを元気づけることのできるような希望が残っているとするなら、それは全てこの法律の中に存在しているのである。」²²

このようにカルプルニウス法の特徴を挙げてみたわけだが、その姿はある研究者の述べる次の二節に要約されているように思える。

「ガルバの背信行為を調査することが出来なかった、というスキャンダルは、スペインの人々との関係への影響の点で重大であり、元老院と市民とともに、その同じ年に護民官のL. カルプルニウス・ピソが提出した政治家たるにふさわし

い法律の成功に寄与した。その法律は、プラエトルのもとにあるそして元老院議員の陪審員たちを備える、同盟者や被支配民からの不法な搾取のために告発された政務官を裁くための常設の法廷を設立した。」²³

一般的な理解の図式に従えば、カルプルニウス・ピソの法律はそれまで外交問題として扱われ、元老院が処理していた事項を、対内的な問題として法廷で争えるように制度を整備した、という評価ができる。だとすればそれはローマの支配者としての意識の上では大きな進展である。それまで自身の外の存在と考えていたものを、自分の内部の存在と考え、同じ視点でものを見ているように思えるからだ。

しかしカルプルニウス法の解釈に関しては、研究者の力点の置き方によって様々な異論が存在し一致を見ていかない²⁴。殊にJ.S. Richardsonのカルプルニウス法の新たな解釈はそれまでの理解を根底から振り動かすものであった²⁵。その主張を見てみよう。

Richardsonは上で挙げたカルプルニウス法と、それによって設立された法廷の特徴の内の⑤、原告は属州民・同盟国の市民で、被告になったのがローマの政務官であった、という根本的な部分に疑義を提起した。その幾つかある論拠の中の最大のものが、この法律の特徴として挙げた内の③、「神聖賭金による法律訴訟」*legis actio sacramento*の利用、に関する問題である。後の*lex rep.*ではこれとは異なり、「名の告発」*nominis delatio*という手続きにより、訴訟が開始される。Richardsonはこの手続き上の相違こそが、カルプルニウス法の真の意図を表しているというのである。

「神聖賭金による法律訴訟」とはガイウス『法学提要』によれば5種類ある法律訴訟の内一つで、その中でもっとも一般的なものであったという(4, 13)。法律訴訟についてガイウスは次のように述べている(4, 11)、

「古代人が慣用した訴訟は法律訴訟と呼ばれた。その名称の由来は、或いは多数の訴訟を創定した法務官の告示が当時未だ用いられなかつたので、これらの訴訟が法律によって制定されたことによるか、或いは、これらの訴訟が法律自身の成語を襲用し、従つて、法律が守られるのと同様に毫も伸縮し得なかつたことによる。そこで、ぶどうの樹を伐られたので、その訴訟中にぶどうの樹という語を用いて訴訟を実行したものが敗訴したという解答があつた。その理由は、ぶどうの樹を伐採された場合に成立する訴訟を規定する12表法が、一般に樹木が伐採された場合について規定したので、同人が樹木という名称を使わなければならなかつたことにある。」²⁶

この訴訟は明らかに、ラテン語を母国語としない人々にとって利用するのに困難を伴う制度であった。次いで「神聖賭金による法律訴訟」の一形態、「対物訴訟」において訴訟の開始の際に唱えられるべき文句をガイウスはこう伝えている(4, 16)、

「回収を求める者は杖を持ち、次いで客体自身例えば奴隸をつかんで次のように主張する。〈予はこの奴隸がその状況に従いローマ市民法上(ex iure Quiritium)予の所有物であることを主張する…〉」(船田訳、傍点筆者)

ここから明らかなように、「ローマ市民法上」という呼びかけを含む文句をローマ市民、もしくはその法的権利を一部与えられていたラテン人以外の人が唱えることはできない。

これに関しては以前からカルプルニウスの謎の一つとなっており、ピソは属州民などがこの法律により訴訟を起こす際、ローマ人の弁護人*patroni*を用いることを余儀なくさせ、訴訟の濫用を抑えようとした、というような説明が加えられてきた²⁷。しかしこれを訴訟手続きの中に組み込むのも容易ではない。上記の定式文句の中で「予の所有物であることを主張する」という部分があるが、これを第三者が言うことは出来ない。またRichardsonは、この時代の法律訴訟に適用されていたと思われる法格言、「誰も他人の名前で法律訴訟を行うことはできない」(nemo alieno nomine lege agere potest)²⁸を提示し、*patroni*の介入を否定する。勿論ガイウスの伝える通りの文言が利用されて訴訟が行われていたのではなく、また何らかの変更が加えられており、第三者が代わって訴訟を起こすことの出来るようにされていた可能性もある²⁹。しかしそれとて容易ではない。この法律を(もしくはよく知られていないユニウス法を)改革した法律が刻んであるとされるlex rep.でも*patoroni*が与えられるのは訴訟が開始された後のことであり、訴訟は必ず自分自身か、または大勢の被害者、原告集団の代表者*cognitor*が開始しなければならなかつた³⁰。古風な法律訴訟手続きによって行われていたカルプルニウス法での法廷には組み込まれていた制度が後の改革で廃止されたとは異常なことだ、とRichardsonは主張する。

しかし非ローマ市民がこの法廷を利用できるようにするために、「市民の擬制」*fictio civitatis*が用いられていたという可能性をRichardsonは否定しない。紀元前2世紀の中頃から厳格にすぎる法律訴訟に代わり、より彈力性に富む「方式書」を利用した訴訟手続きが利用されるようになっていった。そこでは、裁判の審判人にその裁判に関わっている人がローマ市民である、という仮定の上で審判を下すよう指示することが出来た。しかしこれはローマ市民によって利用される訴訟手続きを、非ローマ市民にも拡大するという意味しか持たない、とRichardsonは考える。

つまり彼の主張はこうである。カルプルニウス・ピソの法律と、それが設立した法廷の主たる対象はローマ市民、またはラテン人であり、彼らが政務官から返還請求するための場をピソは用意したのだと。「神聖賭金による法律訴訟」の利用がそれを物語っている。その頃には「方式書」による訴訟手続きやlex rep.で採用されている「名の告発」といった、より柔軟性に富む制度は利用可能であったという³¹。勿論「市民の擬制」を組み入れることによって、この法廷は非ローマ市民にも利用可能となつたかもしれない。しかしでは何故そのような特別措置をわざわざ必要とするような手続きをピソは選択したのか。それはこの法律の主たる対象がローマ市民であったからではないか。ローマの政務官から不当な搾取を受けたとき、ローマ市民はカルプルニウス法の法廷を利用し、非ローマ市民は今まで通り元老院へ向かったであろう、というのである³²。

Richardsonの議論の妥当性に関しては、検討すべき問題も多くここで全てを論ずることはできないが³³、それは大変力強く魅力的である。もし本当にカルプルニウス法に「神聖賭金による法律訴訟」が規定されていたのだとすれば、属州民や同盟国市民がその法廷を利用するのにはかなりの不便がつきまとつた、ということは確かであろう。また149年からガイウス・グラックスの改革の時代(123/122)まで史料に現れている属州民などの訴えの事件の中で、間違いなく最初にカルプルニウス法のもとでの法廷に持ち込まれた、と言える事件はないようである³⁴。

カルプルニウス・ピソの法律とその法廷をローマの支配者としての意識の発展という流れの中のどこに位置づければよいのか、はっきり述べることは難しい。進歩であるのは疑

いのないところだが、しかしそれほど大きなものと考えるべきではないのではないか。もし状況的にカルブルニウスの設立した法廷は属州民や同盟国の市民のためであるはずだ、と考えられているのだとすればそれを考え直す必要があるのではないか³⁵。

次にローマの対外意識、地中海の支配者としての意識が歴史の前面に出てくるように思えるのが、ガイウス・グラックスの改革の時代(123/122)である。最後に彼の常設査問所改革法案を細かく検討することで自分の問題理解の助けとすることにしよう。

III ガイウス・グラックスの常設査問所改革法案

ガイウス・グラックスの常設査問所改革のことがローマの歴史の中で話題となる時、普通彼が陪審の席を元老院議員から「騎士」へと明け渡し、ローマの政争の種をまいたことに注意が集中する。しかしこの常設査問所と、ローマの支配者意識の発展の関係や、また彼が関係したとされるラテン人・イタリアの同盟者に対する「市民権付与法案」³⁶を考え併せてみると何か一面的にすぎるよう思える。

幸運なことに、上記のように *Tabula Bembina* のおもて面の法律はガイウス・グラックスの関わった常設査問所改革法案であることが、今のところ研究者の間でほぼ一致を見ている³⁷。奇跡的に我々の手元にあるこの史料は上のような解釈以上に多くのことを物語ってはくれないだろうか。その法律の条文から、その起草者の意識のようなものが読みとれはしないだろうか。以下に幾つかの条文を検討し、その試みをしたい。

まず大まかにこの法律は次のような構成になっている

- (a) この法律のもとで、誰が、誰を、どのような罪で告訴することができるか、についての条項(1-5行)
- (b) 訴訟手続き
 - i. 裁判の前(6-35行)
 - ii. 主要な裁判の間(36-56行)
 - iii. 損害賠償額の算出と、被告の財産の没収の執行の間(57-69行)
- (c) この法律と以前の法律との関係などに関する雑多な条項(70-75行)
- (d) 告発者への報酬(76-88行)
- (e) (おそらく)公表のための条項(89行以下)、また法律違反への制裁条項³⁸

この法律の起草者(おそらくガイウス・グラックス)の意識を探る上でまず興味深いのがさっそく一行目の、この法律のもとで訴訟を起こせる人の定義に関する条文である。

“... qui socio no]minisve Latini exterarumve nationum, quoive in arbitratu dicione potestate amicitiav[e populi Romanei ...”

「ラテン人の或いは外国の同盟国の人、或いはローマ人の主権、統治権、職権の、或いは友誼の下にある人なら誰でも…」

この条文の細かい解釈に関しては様々な意見が提出されているようだが³⁹、とにかくはっきり言えることは、これらの言葉でもって、ローマと何らかの関係を持っている「全世界」の人々がその対象となっていた、ということである。理論的には(勿論実際にではない)地中海全域の人々がこの法律によりローマの政務官への返還請求訴訟を起こすことが

できた。ここにはカルプルニウス法が我々に感じさせたようなためらいはない。ここにこの立法者の支配者としての自覚を見ることができるのではないか。

何らかの理由でローマに来ることができない、または被害者、原告の数が多く、訴訟を一つにまとめた法が有利な場合は、ある人物が代表して訴訟を起こすことが認められていたようだ(6行目)。

“(Sei quis) ali]eno nomine petet …”⁴⁰

「(もし誰でも)他の人のために訴えるなら…」

前述のようにこれはcognitorと呼ばれる原告団の代表者のことであり、裁判の成功のための利益を図ってくれるローマの有力者patronusではなかった。このように第三者が裁判を開始することを認めていた点でlex rep.はカルプルニウス法とは明らかに違う性格を有していた、と言うことができる。

告発の方法は「名の告発」nominis delatioと呼ばれる比較的簡単な手続きであった(19行目)。

“Quei ex h.l. pecuniam ab a[ltero petet, … , eum, unde petet,] … , ad iudicem, … , in ious educito nomenque eius deferto.”

「本法に基づき相手方から金銭を請求しようとする人は、その人が訴訟を起こしている相手の者を裁判官のもとの法廷に伴い、そしてその者の名を告発すべし」

このようにカルプルニウス法よりもかなり自由な手続きである。

被告となった人物が死亡、もしくは前述の171年の事件のように亡命した際には次のように定めている(29行目)。

“De ioudicio in eum quei mortuos e]rit aut in exilium abierit … pr. … ab eis item quaerito [queive heres ei siet, queive pater frater filiusve siet …”⁴¹

「死亡もしくは亡命した者の審理について。法務官は同じようにこれらの者から追及すべし、その物にとっての相続人、もしくは父、兄弟、息子である者…」

171年の時のように亡命などで、事件がうやむやとなり、被害者が救済を受けられない、と言うような事態が起こらないように考えられていた。

また被告が有罪となり賠償金の支払期日が決定されると、それを記した板を次のようにするよう指示している(65行目)。

“utei tabula ma]iore parte diei ad eam diem, donec solutum erit, apud forum palam ubei de plano r[ecte legi possit, proscripta propositaque siet.”

「その板を一日の大部分、支払いのなされる日まで、フォルムに公然と、それが地面から正確に読まれ得る位置に掲示されるようにすべし」

ここにはこの法律の起草者の公開へのこだわりと、それによる公正さを欲する様子が見て取れる。

告発された人が有罪となった場合の賠償額に関しては、カルプルニウス法が一倍額を規定していた、という想定の根拠のために前に挙げた部分の後ろに次のように評価するよう指示されている。(58-59行目)。

“ceteras res omnis quas post hanc legem rogatam co[n]perietu]r captum coactum abla-

tum avorsum conciliatumve esse dupli”

「本法提出後に奪われたことが明らかとなった他の全てのものを二倍として」

ここでは有罪となった場合、奪ったと認められた額と同額の罰金を課することで、刑法的な性格を強めている。しかし重視したいのが、ここではローマの政務官の金銭に関わる属州民などへの不正行為が明らかに犯罪と認められていることである。これまで見てきたように、2世紀の前半においてはこうした行為自体はその犯罪性が問われることなく、その補償に関しては元老院が「外交問題」として処理し、その後裁判が行われることはあっても、そこでは国益を毀損したかどうか、というような見地から告発が行われていた。カルプルニウス法のもとではそうした行為が自体が内政的問題として裁判で争われる対象となった、と解釈可能であるが、とにかくその法廷は、勿論それでも大きな進展であるが、奪われた金銭を取り戻す場を提供したのみであった。また属州民などがその法廷を利用するにはかなりの困難が伴った。しかしこの法律では、政務官の不当な搾取を完全に犯罪として認識し、理論的には地中海全域の人々がローマ法を利用できるよう定め、その行為に罰金を課そうとしている。単に刑法的性格を強めた、と言う言葉では片づけられないローマ人の意識の変化が見て取れるように思えるのである。ローマの地中海全域の支配者としての意識が窺えるように思える。

ガイウス・グラックスの多くの立法の内、対外意識に関係するものとしてもう一つ、市民権付与法案があることは既に述べた。それと並行するようにこの法律の中にも市民権に関する規定がある。それは勝訴した原告に対する報酬を定めた条項である(76行)。

“De ceivitate danda. Sei quis eorum, quei ceivis Romanus non erit, ex hae lege alteri nomen [...] ad praetor]em ... detolerit, et is eo iudicio hae lege condemnatus erit, tu[m is, quei eius nomen detolerit, quoius eorum opera maxume is condemnatus erit, ipse ceivis Romanus iustus esto”

「市民権の付与について。もしローマ市民でない人が誰でも法務官のもとに本法に基づき他の者を告発したならば、そしてその者が本法に基づく裁判で有罪となったならば、その者を告発した人で、その働きがその者の有罪宣告にあたり最も大きかった人は、自身が完全なローマ市民たるべし」⁴²

これについて Sherwin-White は次のようなコメントを付している、

「この(市民権の)提供それ自体が著しい革新であった。それは多様な地域や多様な民族を包含している広大な領域国家、という概念に慣れてしまっている現代の歴史家たちが認識しているよりもより著しいものであった。」⁴³

この当時のローマ人の考え方では、二つの市民権を同時に持つということは考えられないことであった。つまり市民権を付与する、と言うことはその付与された人にその人の昔からのアイデンティティーを捨て去ることを迫る、ということであった。そこには「市民権を付与する」という言葉では表せないような意識の変化があるのでないか。Sherwin-White はこう続けている。

「ガイウス・グラックスはこの法律の中で、直接にはローマの領域に接していないかった都市国家に住んでいた個々のイタリア人たちに市民権を提供することで、万人共通の市民権(universal citizenship)の概念へと向かう道への第一歩を踏み出

した。」

ガイウス・グラックスが関わったとされるこの法律は、前にも述べたように党派的な意味合いが強調されることが多い。つまりこの法律は彼が「騎士」の支持を得ようとするための政策の一つであった、とするのである。勿論そういう意図が本当にあったのかかもしれないし、また今回ここでは陪審員の構成に関する条文などをとりあげなかったが、それもいささか公正さを欠くかもしれない。しかしそれでもやはりこの法律は「騎士」の問題に注意を集中するには他に多くの要素を含みすぎている。ここには公開性、公正さ、ローマの影響下に入った人々などへのこの法律の起草者の関心が見て取れる。そしてここには確かに、ローマの、支配者としての意識の形成が窺えるように思う。また都市国家的な閉鎖された思考を脱した、より広い考えを持つローマ人が生まれ始めていたことが想像される。ガイウス・グラックスが示した道は、全世界に遍在するローマ、「ローマ帝国」という概念へと向かって行っているようだ。

〈註 索〉

¹吉村忠典『支配の天才ローマ人』三省堂, 1981, を参照。また本文中で用いる年号は全て紀元前である。

²これに関しての文献は多数に上るが、今回この問題を考えるに当たって特に参照したのが、D. Balsdon, *The History of the Extortion Court at Rome 123-70 BC*, *PBSR* 14(1938), pp.98-114; P.A. Brunt, *The Fall of the Roman Republic*, 1988; J.S. Richardson, *The Purpose of the Lex Calpurnia de Repetundis*, *JRS* 77(1987), pp.1-12 [Richardson, 1987]; A.N. Sherwin-White, *The Lex Repetundarum and Political Ideas of C. Gracchus*, *JRS* 72(1982), pp.18-31 [Sherwin-White, 1982]; A.W. Lintott, *Judicial Reform and Land Reform in the Roman Republic*, 1992 [Lintott, *Judicial Reform*].

³シチリア島(241年)、コルシカ、サルジニア島(238年)、ヒスパニア・キテリオル(*Hispania citerior* イベリア半島東部)、ヒスパニア・ウルテリオル(*Hispania ulterior* イベリア半島南部)(197年)、マケドニア、アフリカ(146年)、などが毎年ローマの政務官(主に法務官 *praetor*)の管轄地域 *provincia* として指定されるようになった。この *provincia* 概念の展開、殊に属州概念の形成に関して大いに寄与するところの大きかったと思われるヒスパニア属州の展開に関して、J.S. Richardson, *Hispaniae, Spain and the Development of Roman Imperialism*, Cambridge, 1986 [Richardson, *Hispaniae*], を参照。

⁴荻原英二「不当取得返還請求の罪の成立について——紀元前149年以前の対応と処理をめぐって——」『上智史学』38(1993), 119-127頁[荻原「上智史学」]。また他にもこういった訴えについて触れているものとして、W.S. Ferguson, *The Lex Calpurnia of 149B.C.*, *JRS* 11(1921), pp.90-94; A.W. Lintott, *The Leges de Repetundis and Associated Measures under the Republic*, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte* 98(1981), pp.164-172 [Lintott, 1981]; 矢田一男「'Repetundae' の端緒」『法学新報』66-6(1959), 125-138頁。

⁵cf. Livy, I . 32, 5 ff.

⁶cf. Lintott, 1981, p.168.

⁷“*Hispaniae deinde utriusque legati aliquot populorum in senatum introducti. Ii de magistratuum Romanorum avaritia superbique conquesti, nixi genibus ab senatu petierunt ne se socios foedius spoliari vexarique quam hostes patientur. Cum et alia indigna quererentur, manifestum autem esset pecunias captas, L. Canuleio paraetori, qui Hispaniam sortitus erat, negotium datum est ut in singulos, a quibus Hispani pecunias repeterent, quinos recuperatores ex ordine senatorio daret patronosque quos vellent sumendi po-*

testatem faceret.”

⁸ ローマの政務官が穀物の価格を決めないこと、また彼の望む価格で二十分の一割り当て *vicensima* の売却を強制しないこと、そして金銭を徴収するためにスペインの都市に役人 *praefecti* が置かれないこと、というのがその内容である。この細かい解釈については、Richardson, *Hispaniae*, pp.114-115, 参照。

⁹ 任期終了後のローマの政務官に対して訴訟を起こすことが可能であったのか、という点に関しては、W. Buckland, *Civil Proceedings against Ex-magistrates in the Republic*, *JRS* 27(1937), pp.37-47; Lintott, *Judicial Reform*, p.12, n.7, 参照。

¹⁰ 荻原「上智史学」131頁。

¹¹ Valerius Maximus, 6. 9, 10: “L. Lentulus consularis lege Caecilia repetundarum crimine opressus, censor cum L. Censorino creatus est”(154年の事と考えられている); Livy, Per. 47: “Aliquot praetores a provinciis avaritiae nomine accusati damnati sunt”(156-154年のことと考えられている)。この二件が史料上に現れている。この解釈などに関しては、荻原「上智史学」135-136頁、参照。

¹² 179年にスペインを担当したTi. Sempronius GracchusとL. Postumius Albinusがケルティベリア族と条約を結び、スペインでそれまで間断無く続いていた戦争は一旦終息していた。この条約締結後にスペインに赴任したプラエトル3人が171年に法廷に引き出されている。この条約に関して、最新の文献はJ.S. Richardson, *The Romans in Spain*, 1996, pp.70 ff.

¹³ “Cum L. Scribonius tribunus plebis rogationem promulgasset, ut Lusitani, qui in fidem populo R. dediti ab Ser. Galba in Gallia venissent, in libertatem restituerentur, M. Cato acerrime suasit. Extat oratio in annalibus ipsius inclusa. Q. Fulvius Nobilior ei, saepe ab eo in senatu laceratus, respondit pro Galba. Ipse quoque Galba, cum se damnari videret, complexus duos filios praetextatos et Sulpicii Galli filium, cuius tutor erat, ita miserabiliter pro se locutus est, ut rogatio antiquaretur.”

またその他にもAppian., *Ib.*, 59-60; Cic., *Brutus*, 89-90, にも同じ事件について述べられてあるが、それぞれ異同が激しく実際何があったかを細かく再構成するのが困難なほどである。だがとにかくリウィスの摘要がその概要を伝えていると思われる所以ここで引用する。

¹⁴ Lintott, 1981, p.171.

¹⁵ キケロの著作の中の断片的な言及が主な部分をなしている。Cic. *Brutus*, 106; *de Officiis*, 2.21, 75; Verr. III. 84, 195; *ibid.* IV. 25, 56; Tac. *Ann.* 15. 20.

cf. G. Rotondi, *Leges Publicae Populi Romani*, 1922; Ferguson, *op.cit.*, p.89, n.4.

¹⁶ Lintott, *Judicial Reform*, 1992, の巻末にはこの青銅断片の実物大の写真がつけられている。また66-70頁ではこの青銅断片自身の歴史について詳しく述べられている。

¹⁷ *lex rep.* のアイデンティティーに関しては膨大な議論が積み重ねられている。ここでは詳しくはふれず、ひとまずそれがガイウス・グラックスの関わった常設査問所改革法案であった、という見解のみを探っておく。この議論に関しては次のものを参照; E. Badian, *Lex Acilia Repetundarum*, *AJPh* 75(1954), pp.374-384; *ibid.* Manius Acilius Glabrio and Audacissimi, *AJPh* 96(1975), pp.67-75; Balsdon, *op.cit.*, pp.108-112; Brunt, *op.cit.*, pp.236 ff.; M.T., Griffin, The ‘*leges iudicariae*’ of Pre-Sullan Era, *CQ* 23(1973), pp.108-126; E.S. Gruen, *Roman Politics and the Criminal Courts*, 149-78 B.C., 1968; H. Last, The Lex Acilia, *CAH* IX, pp.892-896; Lintott, *Judicial Reform*, pp.166-169; H.B. Mattingly, The Extortion Law of the Tabula Bembina, *JRS* 60(1970), pp.158-168; *ibid.* The Character of the Lex Acilia Grabronis, *Philologus* 13(1987), pp.478-488; A.N. Sherwin-White, The Date of the Lex Repetundarum and its Consequences, *JRS* 62(1972), pp.83-99; *ibid.*, 1982.

¹⁸ “Nam et quaestiones perpetuae hoc adulescente constitutae sunt quae antea nullae fuerunt. L. enim Piso tribunus plebis legem primus de pecuniis repetundis Censorino et Manilio consulibus tulit.”

¹⁹ *lex rep.* のテクストの校訂は多数でいる。参照したのは、Th. Mommsen, *CIL* I¹(1863), no.198; P.F. Girard, *Textes de Droit Romain*, 6 ed., no.6, 1937; E.G. Hardy, *Six Roman Laws*, 1911, pp.1-34; E.

Lommatsch, *CIL* I² (1908), no. 583; H. Mattingly, The Two Republican Laws of the Tabula Bembina, *JRS* 59 (1969), pp.129-143; Lintott, *Judicial Reform*, 1992. ここでは参照した内で一番新しいLintottのテキストを用いる。また残念ながら未見だが、M.H. Crawford et al., *Roman Statutes*, London, 1996, でも新たな校訂がされているかもしれない。

lex rep.73-74 : quod iudicium] fuit fueritve ex lege quam L. Calpurnius L. f. tr. pl. rogavit ex lege quam M. Iunius D.f. tr. pl. rogavit ...

²⁰ cf. Ferguson, *op.cit.*, p.94, n.5; 萩原英二「ローマ共和政期の不当取得返還請求裁判について——告発意図及び「審判人」の諸相——」『西洋史学』150(1988), 33-47頁[萩原「西洋史学】]。

²¹ この訴訟手続きに関しては、ガイウス「法学提要」4, 11-16, で説明されている。cf. A.W. Lintott, *The Procedure under the Leges Calpurnia and Iunia de Repetundis and the Actio per Sponzionem*, *ZPE* 22 (1976), pp.207-214 [Lintott, 1976].

lex rep.23: ... quod de eo lege Calpu]mia aut lege Iunia sacramento actum siet, aut quod h(ac) 1(ege) nomen de[latum sie]t.

「その者に関しカルブルニウス法のもとで、もしくはユニウス法のもとで神聖賭金により訴訟を起こされ、または本法のもとに訴えられて…」

²² “Quasi vero dubium sit quin tota lex de pecuniis repetundis sociorum causa constituta sit. Nam civibus cum sunt erexitae pecuniae, civili fere actione et privato iure repetuntur. Haec lex socialis est; Hoc ius nationum exterarum est; hanc habent arcem, minus aliquanto nunc quidem munitam quam antea, verum tamen si qua reliqua spes est quae sociorum animos consolari possit, ea tota in hac lege posita est.”

²³ L.R. Taylor, *Forerunners of the Gracchi*, *JRS* 52 (1962), p.24.

²⁴ 萩原「西洋史学」33-34頁、によればその設立意図は、(1)マケドニア・アフリカ等への新属州設立の下準備のため、(2)元老院の意向に沿うように、政務官の行動の抑制あるいは是正をするため、その中でも、(ア)元老院支配強化のため、(イ)同盟者・属州民等の保護のため、というような解釈が、またその運用にあたっては、(1)法廷はローマ支配層内部の政治闘争の道具である、(2)法廷は同盟者・属州民などへの責任を考慮に入れて存在していた、との解釈に分かれている。

²⁵ J.S. Richardson, 1987, pp.1-12. また、萩原英二「カルブルニウス法再考」「古代地中海世界」清水弘文堂, 1993, 171-186頁[萩原「カルブルニウス法」]、も参照。

²⁶ ガイウス(船田享二訳)「法学提要(新版)」1967、を借用させていただいた。

²⁷ Lintott, 1976, pp.208-9.

²⁸ Ulpian, *D.*, 50, 17, 123; Justinian, *Inst.*, 4, 10; Gaius, 4, 82.

²⁹ Lintott, 1976, p.209, では“aio te clientibus meis dare oportet”, “aio te quadragintiens sestertium ex Sicilia contra legem abstulisse”、という文言が提案されている。

³⁰ *lex rep.ll.9-10: De patrono dando. Quei ex h(ac)] 1(ege) pecuniam petet nomenque detulerit quoius eorum ex h(ac) 1(ege) ante k. Sept. petitio erit, sei eis volet sibei patronos in eam rem darei, pr(etor) ad quem* cf. Richardson, 1987, p.6, n.30.

³¹ *ibid.*, p.7, esp., n.35.

³² *lex rep.73-74 : quod iudicium] fuit fueritve ex lege quam L. Calpurnius L. f. tr. pl. rogavit ex lege quam M. Iunius D. f. tr. pl. rogavit* ここでの未来完了の使用からカルブルニウス法(そしてユニウス法)がlex rep.可決後も利用されていたことが窺われ、そこから両者の性格の違いが予想されている。この未来完了の解釈に関しては、cf. Lintott, 1981, p.176.

³³ Richardsonの議論への批判は、萩原「カルブルニウス法」参照。

³⁴ Richardson, 1987, pp.11-12. 殊に140年のD. Iunius Silanusへの不満を訴えたマケドニアの使節は、それを元老院に持ち込んでいる。cf. Cic., *de finibus*, 1, 24; Livy, *Oxy.*, *Per.*, 54; *ibid.*, *Per.*, 54 : “Cum Macedonum legati questum de D. Iunio Silano venissent, quod acceptis pecuniis provinciam spoliasset,

et senatus de querellis eorum vellet cognoscere, T. Manlius Torquatus, pater Silani, petit impetravitque, ut sibi cognitio manderetur; et domi causa cognita fillium condemnavit abdicavitque” 事件の経過は171年のスペインからの使節の事件に酷似している。

³⁵本文中では触れなかったが、Richardson はまず安易に想定されやすい、同じ年のガルバの事件とカルブルニウス法との関係を二つの点からきっぱりと否定する。まずそもそもルシタニ人の自由の回復という問題に対して、不当取得返還請求のための法律が作成される必然性のこと。次いで史料上にこの両者の関連を述べたものがないこと、の二点を Richardson は論文の最初の部分で議論している。Lintott, 1981, p.174、の次のような言い方が印象的であった、“This (Richardson's) solution is to my mind possible, but improbable.”

³⁶市民権法案に関しては以下を参照、長谷川博隆「フレゲラエの叛乱(bellum Fregellarum)考」(1)(2)『史学雑誌』72(1963); 毛利晶「ガイウス・グラックスの改革とイタリアの同盟者』『西洋史研究』16(1987)。

³⁷この法律のアイデンティティーに関する議論は注17の文献参照。キケロの「ウェッレス弾劾」I、52-53で言及される「アキーリウス法」(lex Acilia repetundarum)と同定されることが多い。

³⁸Lintott, *Judicial Reform*, p.17でのまとめによる。(e)は実際には碑文として残っておらず、推測されるのみである。特に制裁条項(sanctio)に関してはlex rep.の条文から推測される、I.56: ... nisei de sanctione houiusce legis ... 「本法の制裁条項に関するものでないのならば」。

³⁹‘socii nominisve Latini’でイタリアのラテン人とイタリアの同盟者、‘exterarum nationum’でローマの属州民、‘quoive in ...’以下でその他のローマと友人関係にある者や被支配民を表す(Venturini)といったものや、‘socii nominisve Latini’では同じくイタリアのラテン人とイタリアの同盟者、しかし‘exterarum nationum’で外国の市民、‘qui in arbitratu dicione potestate’は軍事的な敗北を喫しローマの司令官に降伏した人々、そして‘amicitiave’でローマ世界の中にいるものの、地域的な属州の外にあった自由な国家や独立の諸王を表している(Sherwin-White)など。また87行目にこの法律のもとに訴訟を起こして勝訴したローマ市民への報酬に関すると思われる規定があることから、ここにローマ市民への言及があったことも想定されている。Lintott, *Judicial Reform*, の一行目の注釈を参照。

Lintottが何故 socio という補いをしたか不明であるが、Mommsen, *CIL I*¹, のように socium と補つた方が通りがいいように思える。

⁴⁰Lintottのテクストには Sei quis が補っておらず、これは Mommsen に従っている。Lintott もその英訳部分には (If anyone) としているため、Lintott も Sei qui を想定していると考えられるので、ここではそのように補った。

⁴¹Mommsen はここを quaerito [quei ioudicium ex h. l. erunt, quasei sei is , quoium nomen ex h.l.delatum erit, viveret inve ceivitate esset と補っている。こちらの方が無理がないようにも思える。

⁴²76行目以降の条文の解釈に関しては様々に見解が分かれているが、ここでの議論とはあまり関わらないので立ち入らない。cf. Sherwin-White, 1982, pp.29-31.

⁴³ibid, pp.30-31.